福島第二原子力発電所3号炉における第3回定期事業者検査の延長について

TEPCO

- ▶ 2023年10月31日、原子炉等規制法に基づき、3号炉の定期事業者検査の計画等に 関する定期事業者検査報告書(定期事業者検査開始時)を原子力規制委員会へ提 出しております。(2023年11月29日お知らせ済み)
- ▶ 本計画に基づき2023年12月1日から開始した3号炉の定期事業者検査において、検査対象設備である雑固体廃棄物焼却設備*1 およびプラスチック固化装置*2に不具合が確認され、当該設備の検査が予定通り実施できないことから、第3回定期事業者検査(検査終了予定日:9月13日)を延長することとしましたので、本日お知らせいたします。
- ▶ なお、検査終了については、当該不具合箇所を改修し、全ての検査が終了したことを当該 検査報告書(定期事業者検査終了時)にて原子力規制委員会へ報告した後、改めて お知らせいたします。
- ▶ 引き続き安全確保を最優先にプラントの安定維持に取り組んでまいります。

*1 雑固体廃棄物焼却設備:発電所の作業で発生する雑固体廃棄物(使用済みゴム手袋・靴・ヘルメット等)を 焼

却する設備。

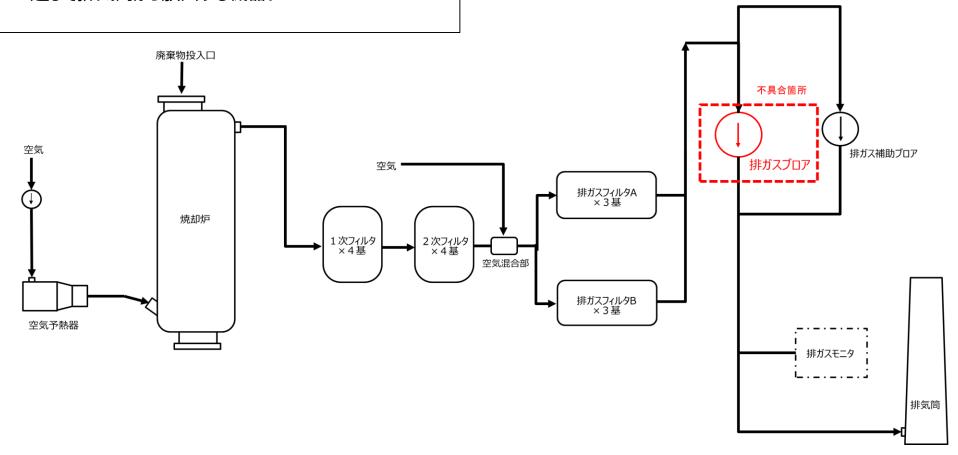
*2 プラスチック固化装置 :放射性廃棄物の濃縮廃液を固化する装置。

【参考】雑固体廃棄物焼却設備概略図、不具合箇所および不具合内容



【不具合内容】

- ▶ 排ガスブロア*の試運転において、起動時に高い振動を確認。
 - * 排ガスブロアとは、焼却炉で発生した排ガスをフィルターを通して排気筒から放出する機器。



【参考】プラスチック固化装置概略図、不具合箇所および不具合内容



